

## 気象状況に係る対応について（新）

当日の午前6時の段階で、神奈川県全域、神奈川県西部（相模原、県央、足柄上、西湘）全域、県央地区のいずれかの地域に、次の①～③のいずれかが発令されているとき、原則として自宅待機とする。また、自分の居住地や通学経路においても同様とする。

- ① 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）
- ② 大雨警報かつ洪水警報
- ③ 暴風警報もしくは、暴風雪警報又は大雪警報

自宅待機の後、特別警報または警報の状況に応じて次のように行動する。

時間	警報	生徒動向
9時	解除	3限（10時50分）より授業
	継続中	自宅待機
11時	解除	5限（13時30分）より授業
	継続中	臨時休校

なお、上記以外の場合でも、各地域の状況により安全に登校することが難しい（公共交通機関の不通等）生徒は無理をして登校しないこと。